

長崎外国語大学

授業料等の学費滞納による除籍者の復籍に関する規程

(平成13年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 長崎外国語大学学則第41条第1号及び「入学金、授業料等の学費及びその他の納入金等に関する規程」第6条に基づく授業料等の学費滞納による除籍者の復籍に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(復籍願)

第2条 授業料等の学費滞納により除籍された者で復籍を希望する者は、除籍通知書発送の日から15日以内に、次に掲げる書類により学生支援室に願い出るものとする。

(1) 保護者、保証人連署の復籍願(様式1)

(2) 保護者、保証人連署の誓約書(様式2)

(滞納授業料等の学費の納入)

第3条 復籍を願い出る者は、願い出の際に滞納している授業料等の学費及びその他の納入金の全額と所定の復籍料を納入しなければならない。

(復籍の許可)

第4条 前条により復籍を願い出た者については、学長が教授会の議を経て復籍を許可することができる。

(復籍の許可を得た者の復籍年月日)

第5条 復籍を許可された者の復籍年月日は、除籍年月日の翌日とする。

(規程の適用)

第6条 この規程の適用は、同一人について1回限りとする。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(様式 1)

復 籍 願	
	平成 年 月 日
長崎外国語大学長殿	
住所	
	(郵便番号)
[除籍時の学籍]	
学科・コース・学年	
学籍番号	
本人署名	印
保護者署名	印
保証人署名	印
保証人住所	
	(郵便番号)
<p>私はこのたび授業料等の学費滞納により除籍されましたが、今後二度と繰り返しませんので今回に限り復籍の許可をくださいますよう誓約書を添えてお願いいたします。</p>	

(様式 2)

誓 約 願	
	平成 年 月 日
長崎外国語大学長殿	
本人署名	印
保護者署名	印
保証人署名	印
<p>復籍を許可されましたら、次の事項を厳守することを誓約いたします。</p>	
<p>次回以後の授業料等の学費については、所定の期限までに必ず納入し、今回のようなことは二度と繰り返さないこと。</p>	